

国道利第23号
令和5年1月27日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省道路局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の廃止について

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」(令和2年6月5日付け国道利第5号。以下「特例通知」という。)については、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について(令和4年9月9日国道利第10号)により、令和5年3月31日まで延長することとされていたところであるが、令和5年3月31日付けで上記通知を廃止することとしたので通知する。

他方、現在特例通知に定められた措置(以下「コロナ占有特例措置」という。)により道路占有許可を受け路上を利用している実施主体が、その取組を続けることを希望しているにもかかわらず、道路法による歩行者利便増進道路制度への移行が、令和5年3月31日までに完了しないことが見込まれる例もあることからそのような取組主体に対する経過措置を設けることとし、令和5年4月1日以降における地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用に当たっては、別紙のとおり道路占有許可基準を定めたので、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

記

1 経過措置の対象となるもの

令和5年3月31日時点において、路上利用の実施主体として、コロナ占有特例措置に基づく道路占有許可を受けているものであって、当該取組に関して、歩行者利便増進道路制度を活用して特例措置終了後も使用することを希望し、かつ、道路管理者が歩行者利便増進道路への移行に向けた手続を実施しているにもかかわらず、当該道路占有を受けている場所が令和5年4月1日時点において歩行者利便増進

道路制度に基づく利便増進区域の指定を受けていない等の理由により当該措置にかかる道路占用の許可を受けることができないもの。

2 占用の期間

既存のコロナ占用特例措置に基づく道路占用許可にかかる取組について、歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可を受けられることが見込まれる日（以下、「移行満了日」という。）を期限とし、コロナ占用特例措置に基づく道路占用許可について、占用の更新にかかる許可を行うことができる。

3 沿道の飲食店等による道路占用に係る占用料の取扱い

特例通知の記1の趣旨に鑑み、沿道の飲食店等がテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための施設（仮設でないものを含む。）を路上に設置することに伴う道路占用について、当該施設の設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、令和5年3月31日までの間に限り、占用料を徴収しないものとしていたところであるが、令和5年4月1日以降、本経過措置を利用して道路の占有を行う場合にあっては、政令で定める占用料の額の90%を減額するものとする。但し、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用をしない。

4 備考

- (1) 経過措置に係る許可の更新の判断に当たっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。
- (2) 本通知による経過措置については、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に限るものとする。
- (3) コロナ占用特例措置により、令和5年3月31日まで有効な道路占用許可を受けている占有物件であって、当該路上利用に係る取組に関して、歩行者利便増進道路制度を活用してコロナ占用特例措置終了後も使用することを希望し、かつ、道路管理者が歩行者利便増進道路への移行に向けた手続を実施しているにもかかわらず、当該道路占用許可を受けている場所が令和5年4月1日時点において歩行者利便増進道路制度に基づく利便増進区域の指定を受ける見込みがない等の理由により令和5年4月1日以降、当該取組にかかる道路占用の許可を受けることができないことが見込まれる占有物件については、期間更新の手続により、移行満了日までを期間とする占有の許可を受けることができるものとする。
- (4) 本経過措置に基づく道路占用許可の更新を行った場合にあっては、令和5年4月7日までに国土交通省道路局利用調整室まで報告すること。

別紙

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用の廃止にかかる経過措置における道路占用許可基準

1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可については、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」（令和2年6月5日付け国道利第5号。以下「特例通知」という。）により、令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行っていたところ（以下、「コロナ占用特例措置」という。）であるが、特例通知が令和5年3月31日に廃止されるところ、コロナ占用特例措置により道路占用許可を受けて行っていた路上利用に係る取組について、歩行者利便増進道路制度を活用した道路占用許可を受け実施することへの円滑な移行を行うための経過措置として、従来コロナ占用特例措置により道路占用許可を受け路上を利用している実施主体が引き続き歩行者利便増進道路制度を活用して当該取組を実施することを希望し、かつ道路管理者が歩行者利便増進道路制度への移行に向けた手続を実施している場合に限り、歩行者利便増進道路制度により道路占用許可が出されるまでの間、道路占用許可についての無余地性の基準等について弾力的な判断を行った上で道路占用の許可の延長を行うことができるようにするもの。

2 要件

(1) 経過措置の対象となるもの

令和5年3月31日時点において、路上利用の実施主体として、コロナ占用特例措置に基づく道路占用許可を受けているものであって、当該取組に関して、歩行者利便増進道路制度を活用してコロナ占用特例措置終了後も使用することを希望し、かつ道路管理者が歩行者利便増進道路への移行に向けた手続を実施しているにもかかわらず、当該道路占用許可を受けている場所が歩行者利便増進道路制度に基づく利便増進区域の指定を受けていない等の理由により令和5年4月1日以降、当該措置にかかる道路占用の許可を受けることができないものに対して、その経過措置として令和5年3月31日時点において特例通知に基づき出されていた道路占用許可に関し、令和5年4月1日から歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可を受けられるようになる日（以下、「移行満了日」という。）までを期間とする道路占用許可の更新を行うもの。

(2) 占用の更新期間

対象となる道路占用許可の開始日から移行満了日を占用期間として設定すること。

3 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。

ロ 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。

ハ 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。

ニ その他道路管理者が必要と認める事項。